

## 都市計画運用指針改正（新旧対照表）

### （Ⅳ－１－２．２ 市町村マスタープラン）

改 正 後	現 行
<p>2. 市町村マスタープラン</p> <p>（1）基本的考え方</p> <p>① （略）</p> <p>② 市町村マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン、<u>議会の議決を経て定められた市町村の基本構想</u>、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第4条に基づく市町村計画<u>等</u>に即したものとすることが望ましい。</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	<p>2. 市町村マスタープラン</p> <p>（1）基本的考え方</p> <p>① （略）</p> <p>② 市町村マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン、<u>「市町村の建設に関する基本構想」である地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に基づく市町村の基本構想及び</u>国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第4条に基づく市町村計画に即したものとすることが望ましい。</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p>